

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：保険業法

規制の名称：実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和

規制の区分：新設、(改正) (拡充、(緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：金融庁企画市場局総務課保険企画室

評価実施時期：令和2年11月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、保険会社が共同保険の契約移転を行う場合においては、(1)移転対象会社が幹事社でないときは、移転対象契約者のデータを保有していないため通知を行うことは困難であること、(2)収入保険料に比して多数の移転対象契約者に通知を行うことは非効率であるとの指摘がされていたことから、移転対象会社の共同保険全体における持ち分の占める割合が小さい場合等一定の要件を満たす共同保険については、個別通知を不要とすることとし、保険会社の業務の効率化を図る必要があった。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時、ベースラインとして、保険会社が共同保険の契約移転を行う場合において、(1)移転対象会社が幹事社でないときは、移転対象契約者のデータを保有していないにもかかわらず個別通知を行わなければならない、また、(2)収入保険料に比して多数の移転対象契約者に個別通知を行わなければならない、といった非効率な状況が発生していた。こうしたベースラインの考え方は、事後評価時においても同様である。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、保険会社が共同保険の契約移転を行う場合においては、一定の要件を満たす共同保険については、個別通知を不要とすることとし、保険会社の業務の効率化を図る必要があったとしていた。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。そのため、当該規制の見直しの必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、一定の要件を満たす共同保険の移転に係る個別通知を不要とすることから、当該個別通知に係る費用が減少するとしていた。なお、2013年に規制改革ホットラインに提出のあった要望において、大量の保険契約を複数の保険会社が引き受ける共同保険の事例が想定されていた。

共同保険に係る個別通知は、(1)保険契約の移転の際に移転元の保険会社、(2)保険契約の移転後に移転先の保険会社においてそれぞれ求められているところ、1事例において個別通知の省略が認められ、うち(1)において5先、(2)において3先に係る個別通知の省略が認められた(2020年3月末現在)。

当該事例についてヒアリングを行ったところ、千円程度の費用の削減が認められた。なお、上記要望において想定された大量の保険契約を複数の保険会社が引き受ける共同保険の事例とは異なり、個別通知の省略先数が極小であったため、当該費用の削減のみをもって規制の見直しによる遵守費用の削減を推計することはできないものの、上記事例について個別通知に係る費用の減少が認められることから、事前評価時の想定とのかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、当該規制の見直しに係る追加の行政費用は特段発生しないと想定されていた。事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績とのかい離は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、一定の要件を満たす共同保険の契約移転について個別通知を不要とすることにより業務の効率化が図られ、ひいては、保険契約者に対するサービスの向上等も期待できるとしていた。

④において先述のとおり、該当事例は個別通知の省略先数が極小であったため、該当事例による費用の削減のみをもってその効果を推計することはできないものの、規制の見直しにより、一定の要件を満たす共同保険の契約移転について個別通知を不要としたことで、業務の効率化や保険契約者に対するサービスの向上等の効果が生じたものと考えられる。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込まれた効果が発現しているものと考えられる

が、⑥において先述のとおり、該当事例による費用の削減のみをもってその効果を定量的に把握することや、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直しにより、遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込まれた効果は発現していると考えられる。したがって、本件に係る特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。